

防地周第8756号
24.6.29

各地方防衛局長 殿

事務次官

まちづくり構想策定支援事業及びまちづくり支援事業の採択について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められ、平成24年度予算に係る補助から適用することとされたので通達する。

まちづくり構想策定支援事業に係る採択の指針、事務処理手続等について（施本第1134号（CFO）。平成15年7月25日）及びまちづくり支援事業に係る採択の指針について（施本第1111号（CFM）。平成16年7月22日）は、廃止する。

添付書類：別紙

まちづくり構想策定支援事業及びまちづくり支援事業の採択について

(目的)

第1 この通達は、まちづくり構想策定支援事業（防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第128号）第2条第1号に規定する総合的計画策定事業に対する助成をいう。以下同じ。）及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく民生安定施設の助成として実施するまちづくり支援事業（以下「まちづくり支援事業等」という。）の採択について必要な事項を定めることにより、これらを効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

(まちづくり支援事業等の趣旨)

第2 まちづくり支援事業等は、主として航空機騒音問題への対応策の一つとして実施するものであって、主に自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響によって周辺地域の住民の生活や事業活動が著しく阻害されている場合において、地方公共団体が、住民の需要及び防衛施設の存在、自然環境、歴史、文化等の地域の特性を踏まえつつ、その障害の緩和に資する施設の整備を通じて防衛施設の存在を前提としたまちづくり（以下単に「まちづくり」という。）を行う場合に、国がその費用の一部を補助し、防衛施設の存在に対する住民の理解を深めることで、防衛施設とその周辺地域との調和を図るものである。

(補助の対象となる地方公共団体)

第3 第2に規定するまちづくり支援事業等の趣旨に鑑み、まちづくり支援事業等による補助の対象となる地方公共団体は、周辺地域の住民の生活等に与える障害が著しい防衛施設が所在する地方公共団体（原則として、法第9条第1項に基づき特定防衛施設関連市町村に指定された地方公共団体に限る。）とし、過去においてまちづくり支援事業による補助を受けたことがあるものを除くものとする。

(まちづくり構想策定支援事業の採択)

第4 まちづくり構想策定支援事業を採択するに当たっては、地方公共団体が行うまちづくりの内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる構想を対象とする。

- (1) 防衛施設が存在するという地域の特徴を活用し、自衛隊員、米軍人等と防衛施設の周辺地域の住民との文化の交流又は地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくり
- (2) 飛行場周辺において法第5条第2項の規定に基づき国が買い入れた土地の活

用を前提としたまちづくり（当該土地を使用することについて関係機関との間の協議が調ったものに限る。）

- (3) 防衛施設周辺の市街地又は市街化しつつある地域の活性化又は住民の生活環境の改善につながるまちづくり
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、防衛大臣が第2に規定するまちづくり支援事業等の趣旨に合致するまちづくりとして特に認めるもの
- 2 地方公共団体からまちづくり構想策定支援事業に係る補助事業等計画書（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する補助事業等計画書をいう。以下同じ。）が提出されたときは、地方防衛局長又は東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）は、計画の概要、実施期間等について当該地方公共団体と調整を行い、別紙様式第1によるまちづくり構想策定支援事業概要書を添えて、防衛大臣に提出するものとする。

（まちづくり支援事業の採択）

第5 まちづくり支援事業を採択するに当たっては、次の各号に掲げる要件の全てを満たすまちづくりを対象とする。

- (1) 第4第1項各号のいずれかに該当するものであること。
 - (2) 当該事業を実施する地域における土地利用計画、都市計画、地域防災計画その他の地域の整備等に関する計画と整合していること。
 - (3) 原則として、まちづくり構想策定支援事業による補助を受けて策定した事業計画に基づくものであること。ただし、地方公共団体がこれと同様の事業計画を策定した場合には、その事業の目的及び内容が第2に規定するまちづくり支援事業等の趣旨に合致するものに限り対象とする。
- 2 まちづくり支援事業に係る補助事業等計画書の提出については、次のとおりとする。
- (1) まちづくり構想策定支援事業による補助を受けた地方公共団体から当該補助を受けて策定した事業計画を踏まえたまちづくり支援事業に係る補助事業等計画書が提出されたときは、地方防衛局長等は、その具体化について当該地方公共団体と調整を行い、別紙様式第2によるまちづくり支援事業概要書を添えて、防衛大臣に提出するものとする。
 - (2) まちづくり構想策定支援事業による補助を受けていない地方公共団体から前項第3号ただし書の事業計画に基づくまちづくり支援事業に係る補助事業等計画書が提出されたときは、地方防衛局長等は、当該計画が前項に規定するまちづくり支援事業の採択の要件に合致するものであることを確認の上、前号の規定に準じて処理するものとする。

まちづくり構想策定支援事業概要書

関連防衛施設名			
事業名			
補助事業者名			
まちづくり構想策定を行うこととしている理由			
事業計画期間	構想策定	平成 年度～平成 年度	
	事業	平成 年度～平成 年度	
推計事業費等	構想策定費	千円	
	補助額	千円 (補助率:9/10)	
事業概要	事業場所		
	対象地区面積		
	構想内容		
備考			

まちづくり支援事業概要書

関連防衛施設名				
事業名				
補助事業者名				
まちづくり事業を行うこととしている理由				
実施予定期間	実施設計	平成 年度～平成 年度		
	工事	平成 年度～平成 年度		
事業費等	総事業見込額	千円		
	総補助見込額	千円 (補助率:7.5/10)		
事業内容・規模	事業場所			
	整備地区面積			
	整備内容・規模			
備考				